

令和7年度 浅川中学校いじめ防止への取り組み

現在、いじめの定義は法的には「嫌な思いをしたらいじめ」と規定されています。それは、できるだけ小さいうちにいじめの芽を摘み、皆が安心して学校生活を送るためであると考えます。よって本校では、まずはいじめではないかと想定し、情報を集めていじめ対策委員会に報告し対応を全校体制で協議します。その結果を踏まえて、指導支援、家庭や地域との連携でいじめ防止し、または解決していきます。同時に、『予防的取り組み』に特に力を入れ、『共に学び、もっと優しい学校』をつくり、いじめ未然防止に努めます。

1. いじめ防止対策のために、毎週水曜日の5時間目を「生徒理解の時間」に設定

- ・校内いじめ対策委員会(校長、副校長、学年主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教室専門員)、特別支援校内委員会を開き、生徒の状況把握、対応策の協議を行う。また、いじめ重大事態発生時には迅速な対応をこの委員会が中心となって行う。
- ・この時間を利用して、個人面談、学習面談等を行う。 ・スクールカウンセラー全員面接。
- ・学び合い校内研修、生徒理解研修、学級満足度調査分析と研修等を行う。

2. アンケートによるいじめの実態把握「早期発見、早期対応、早期解決」

- ・毎月、いじめについてのアンケートを全校で行う。＜長期休業前、生徒状況把握確認、報告を行う＞
 - ・6, 11, 2月の「ふれあい月間」において学校生活アンケートを行う。
 - ・子ども見守りシート全校配布、全員回収で保護者と情報交換を行う。
 - ・12月、体罰等防止生徒アンケートを行う。
- ＊対応に関しては本校のいじめ対策基本方針に沿って行う。

3. 生徒への啓蒙について 《予防的取り組み》

- ・1年生 NPO による「アンガーマネジメント」授業。 ・2年生弁護士によるいじめ防止特別授業。
- ・全学年、道徳授業でいじめ防止、人権尊重、命の大切さについて議論する授業を実施。
- ・1学期後半、校長による命を大切にするための「講話」、「赤ちゃんふれあい授業」
- ・「ふれあい月間」の全校朝礼(校長、生活指導主任)、学級活動(学年主任、担任等)での訴えかけ。
- ・生活指導の基本方針「自己指導能力の育成」により自律と調和の意識の浸透を図る
- ・生徒会、学級委員会からの発信。(いじめ撲滅宣言、SNS 校内ルールの徹底等)

3. 学び合う授業で認め合う優しい学級、学校づくり 《予防的取り組み》

- ・学校行事の充実、生徒主体の活動で協働意識や連帯感を醸成しいじめの起こりにくい環境をつくる。
- ・日頃の班活動における協働意識、他への思いやりと責任感の醸成。
- ・学び合う授業づくりのために、年3回の大学教授を招いて研究協議。
- ・学び合う授業、クラスづくりのために学期に1回の学年単位での授業研究(特別支援教育を含む)。

5. 教員いじめ等の研修

- | | | |
|-------------------|---------|-----------------|
| ・医療関係者を招いての校内研修 | ・生徒理解研修 | ・特別支援教育研修 |
| ・八王子市教委オンデマンド研修受講 | ・体罰防止研修 | ・管理職、主幹教諭対象人権研修 |
| ・校長による校内いじめ防止研修 | | |